

農業委員の募集について（欠員補充）

農業に関する識見と熱意を有し、農地の利用の最適化の推進等の農業委員会の職務を適正に行うことができる方の推薦・応募をお待ちしております。

応募方法等につきましては、次のとおりです。

1. 募集する人数

1人

2. 要件

（１）農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者。

（２）次のいずれかに該当する者は、委員になることができません。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

3. 推薦・応募書類

（１）推薦・応募用紙

（２）推薦承諾書

町ホームページから「推薦・応募用紙」、「推薦承諾書」をダウンロードするか、農業委員会事務局（産業観光課内）で配付しています。

4. 推薦又は応募の期間

令和7年10月21日（火）から令和7年11月21日（金）まで
（土曜、日曜、祝日を除く。）

提出書類を受け付ける時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。

5. 応募書類の提出

農業委員会事務局（産業観光課）へ推薦人または、応募者が直接お持ちください。

6. 任命・委嘱の方法

皆野町農業委員会の委員候補者等審査会により候補者を選考し、議会の同意を得て町長が任命します。

7. 任期

令和8年1月1日から令和10年3月31日まで

8. 農業委員の役割

農地法等に基づいて、農地等の権利移動の許可、農地転用許可に当たって県へ提出する意見の決定等、審議及び決定を行います。具体的な事務は次のとおりです。

- ①月に一度開催される農業委員会定例総会へ出席し、議案の審議を行います。
(議案は事前に送付され、担当区域の場合は事前の現地確認)
また、不定期に開催される研修会等に参加します。(年に3. 4回)
- ②農地法に基づく申請の審査を行います。
- ③農地法に基づき、町内の農地の利用状況等の調査及び調査結果の報告を行います。(年1回)
- ④農地の利用最適化(遊休農地の有効利用、違反転用防止等)のための調整などを行います。

9. 情報公表

推薦者、被推薦者、応募者に関する情報は、農業委員会等に関する法律の規定に基づき、推薦・募集期間の中間と期間の終了後に町ホームページなどで公表します。

10. 問合せ

農業委員会事務局(産業観光課⑧窓口)

〒369-1492

秩父郡皆野町大字皆野1420番地1

電話: 0494-62-1462

FAX: 0494-62-2791